

訪問看護ステーションおとのい 重要事項説明書（訪問看護医療・介護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年条例第 58 号）に定める内容に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 興成
代表者氏名	代表取締役 芳地 洋昭
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市西区浜寺船尾町東 4 丁 64 番地 102 号 TEL 072-268-6000 FAX 072-268-6001
法人設立年月日	平成 17 年 12 月 16 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションおとのい
介護保険指定事業所番号	第 2760190567 号
事業所所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町東 4 丁 64 番地 102 号
連絡先 相談担当者名	TEL 072-268-6000 FAX 072-268-6001 管理者 棚原 嘉世子
事業所の通常の事業の実施地域	堺市全域・高石市・泉大津市・和泉市・大阪狭山市・富田林市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社興成が設置する訪問看護ステーションおとのい（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設置し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連

	携に努めるものとする。 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6 前5項の他、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日
営業時間	9:00~18:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月・火・水・木・金・土・日
サービス提供時間	9:00~18:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 棚原 嘉世子
-----	------------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 (看護職員と兼務)
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 3名

看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤 3名 非常勤 3名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供したリハビリの内容等を記載した訪問リハビリ報告書を作成します	常勤 0名 非常勤 5名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 3名

令和8年1月1日現在

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍） ② 服薬のケア ③ 入浴介助等清潔のケア ④ 医療機器や器具、使用者のケア ⑤ 主治医との連携 ⑥ 終末期の看護 他、看護に関わる様々なサービスの提供を致します。
医療保険による訪問看護の提供	要介護認定者以外の方は、主治医の指示により医療保険での訪問看護サービスが受けられます。週3日以下、1日1回までとなります。 ただし、以下に該当する方については、要介護者であっても医療保険で訪問看護サービスが受けられます。下記対象者様は週4日以上、1日3回まで保険適用内で訪問看護を受けることができます。
※理学療法士等による訪問看護において、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士等を訪問させることがあります。	

- ・末期の悪性腫瘍
- ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症
- ・スモン
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症
- ・ハンチントン病
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）
- ・多系統萎縮性（線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群）
- ・プリオン病
- ・亜急性硬化性全脳炎
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮性
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷
- ・人工呼吸器を使用している状態

* 急性増悪時等、一定期間頻回に看護が必要であると主治医が判断した場合は、特別訪問看護指示書にて月に1回、14日間まで医療保険にて訪問看護を受けることができます。

注) 気管カニューレを使用している状態もしくは真皮を超える褥瘡の状態にある方は、特別訪問看護指示を月に2回受けることができます。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

事業所が提供する指定訪問看護サービスの利用料等は以下のとおりです。ただし、医療保険等介護保険を適用しない場合については、各法律で定められた利用料をご負担いただきます。

【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼 間 （ 8 時 ～ 18 時 ）					
20分未満 (314単位)	看護師による場合	3,360円	336円	672円	1,008円
20分未満 (282単位)	准看護師による場合	3,017円	302円	603円	905円
30分未満 (471単位)	看護師による場合	5,040円	504円	1,008円	1,512円
30分未満 (423単位)	准看護師による場合	4,526円	453円	905円	1,358円
30分以上 (823単位)	看護師による場合	8,806円	881円	1,761円	2,642円
1時間未満 (741単位)	准看護師による場合	7,929円	793円	1,586円	2,379円
1時間以上 (1,128単位)	看護師による場合	12,070円	1207円	2,414円	3,621円
1時間30分未満 (1,015単位)	准看護師による場合	10,861円	1086円	2,172円	3,258円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
20分未満 (393単位)	看護師による場合	4,205円	421円	841円	1,262円
20分未満 (354単位)	准看護師による場合	3,788円	379円	758円	1,136円
30分未満 (589単位)	看護師による場合	6,302円	630円	1,260円	1,891円
30分未満 (530単位)	准看護師による場合	5,671円	567円	1,134円	1,701円
30分以上 (1,029単位)	看護師による場合	11,010円	1,101円	2,202円	3,303円
1時間未満 (926単位)	准看護師による場合	9,908円	991円	1,982円	2,972円
1時間以上 (1,410単位)	看護師による場合	15,087円	1,509円	3,017円	4,526円
1時間30分未満 (1,269単位)	准看護師による場合	13,578円	1,358円	2,716円	4,073円

深夜（22時～6時）50%加算					
20分未満（471単位）	看護師による場合	5,040円	504円	1,008円	1,512円
20分未満（424単位）	准看護師による場合	4,537円	454円	907円	1,361円
30分未満（707単位）	看護師による場合	7,565円	757円	1,513円	2,270円
30分未満（636単位）	准看護師による場合	6,805円	681円	1,361円	2,042円
30分以上（1,235単位）	看護師による場合	13,215円	1,322円	2,643円	3,965円
1時間未満（1,112単位）	准看護師による場合	11,898円	1,190円	2,380円	3,569円
1時間以上（1,692単位）	看護師による場合	18,104円	1,810円	3,621円	5,431円
1時間30分未満 （1,523単位）	准看護師による場合	16,296円	1,630円	3,259円	4,889円

【理学療法士等による訪問の場合】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間（294単位）	3,146円	315円	629円	944円
	早朝夜間（368単位）	3,938円	394円	788円	1,181円
	深夜（441単位）	4,719円	472円	944円	1,416円
1日に2回を超えて行う場合	昼間（265単位）	2,836円	284円	567円	851円
	早朝夜間（331単位）	3,542円	354円	708円	1,063円
	深夜（397単位）	4,248円	425円	850円	1,274円

【指定訪問看護ステーションの場合】

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算 （訪問看護ステーション） （600単位）	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1月につき
特別管理加算（Ⅰ） （500単位）	5,350円	535円	1,070円	1,605円	1月につき
特別管理加算（Ⅱ） （250単位）	2,675円	268円	535円	803円	
ターミナルケア加算 （2500単位）	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円	死亡月に1回
初回加算 （300単位）	3,210円	321円	642円	963円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 （600単位）	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 （250単位）	2,675円	268円	535円	803円	1月につき
看護体制強化加算（Ⅰ） （550単位）	5,885円	589円	1,177円	1,766円	1月につき
看護体制強化加算（Ⅱ） （200単位）	2,140円	214円	428円	642円	1月につき
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	2,718円	272円	544円	815円	1回につき（30分未満）

(254単位)(402単位)	4,301円	430円	860円	1290円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	2,151円	215円	430円	645円	1回につき(30分未満)
(201単位)(317単位)	3,392円	339円	678円	1018円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3,210円	321円	642円	963円	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (訪問看護ステーション及び 病院又は診療所)(6単位)	64円	6円	13円	19円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (訪問看護ステーション及び 病院又は診療所)(3単位)	32円	3円	6円	10円	1回につき

※ 堺市の地域単価は基本単価 10 円に対し、10.7 円です。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流(かんりゅう)指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護事業所が次の地域にあり、1月当たりの延訪問回数（前年の平均延訪問回数）が100回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。
中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部（山田）、能勢町の一部（東郷、田尻、西能勢）
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。
中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部（山田）、能勢町の一部（東郷、田尻、西能勢）
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で20人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者に対してサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。
同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。
（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。）
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添

えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は（運営規程に記載されている内容を記載する）により請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当り 5,000円請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

※ エンゼルケアご遺体のお世話 30,000円（税抜き）

※ その他、おむつ等日常物品などは自費負担とさせていただきます。

※ 訪問看護・リハビリを保険外でご利用の場合、40分 6,000円（税抜き）、60分 8,000円（税抜き）、60分以上 20分経過ごとに 2,000円追加（税抜き）にて提供致します。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合） その他の費用の請求及び支払い方法

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者宛にお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月 15 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者指定口座への振り込み ・現金支払い ・預金口座振替（引き落とし）※振替日 10 日【JCBロボットペイ】と通帳記載されます。 <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	管理者 棚原 嘉世子
	イ	連絡先電話番号	072-268-6000
		同ファックス番号	072-268-6001
	ウ	受付日及び受付時間	月～日 9:00～18:00

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 棚原 嘉世子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	訪問看護事業者補償制度
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 感染症対策の強化

事業所全体において、感染症の発生及びまん延の防止などに関する取り組みの徹底と委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を致します。

17 地域と連携した災害対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）求められるサービス事業者において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

18 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を致します。

19 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

20 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する

氏名 _____ (連絡先: 072-268-6000)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額 (見積もり) 合計額					

(2) その他の費用

① 交通費の有無	請求はありません。
② キャンセル料	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。

(3) 1か月当りのお支払い額。利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) と (医療保険の月額自己負担上限額) とその他の費用の合計の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- 管理者は、訪問看護員に事実確認を行う。
- 相談担当者は把握した状況をスタッフと共に検討を行い、時下の対応を決定する。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (訪問看護ステーションおとのい 担当 棚原 嘉世子)	所在地 堺市西区浜寺船尾町東4丁64-102 電話番号 072-268-6000 ファックス番号 072-268-6001 受付時間 9時～18時
【市町村(保険者)の窓口】 堺市西区地域福祉課介護保険係	所在地 堺市西区鳳東町6丁600 TEL 072-275-1912 FAX 072-275-1919 受付時間 9時～17時
堺市保健福祉総合センター 地域福祉課介護保険係	所在地 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7513 FAX 072-222-1452 受付時間 9時～17時
堺市堺区地域福祉課介護保険係	所在地 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7477 FAX 072-228-7870 受付時間 9時～17時
堺市中区地域福祉課介護保険係	所在地 堺市中区深井沢町2470-7 TEL 072-270-8195 FAX 072-270-8103 受付時間 9時～17時
堺市東区地域福祉課介護保険係	所在地 堺市東区日置荘原寺町195-1 TEL 072-287-8112 FAX 072-287-8117 受付時間 9時～17時
堺市南区地域福祉課介護保険係	所在地 堺市南区桃山台1丁1-1 TEL 072-290-1812 FAX 072-290-1818 受付時間 9時～17時
堺市北区地域福祉課介護保険係	所在地 堺市北区新金岡町5丁1-4 TEL 072-258-6771 FAX 072-258-6836 受付時間 9時～17時
堺市美原区地域福祉課介護保険係	所在地 堺市美原区黒山167-1 TEL 072-361-1881 FAX 072-362-0767 受付時間 9時～17時
高石市役所保健福祉部 高齢介護・障害福祉課	所在地 高石市加茂4丁目1番1号 TEL 072-265-1001 FAX 072-263-6116 受付時間 9時～17時
和泉市役所生きがい健康部 高齢介護室	和泉市府中町2丁目7番5号 TEL 0725-99-8131 FAX 0725-99-8131 受付時間 9時～17時
泉大津市役所 高齢介護課	所在地 泉大津市東雲町9番12号 TEL 0725-33-1131 FAX 0725-20-3129 受付時間 9時～17時

大阪狭山市 高齢介護グループ	所在地 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1 TEL 072-366-0011 (代表) FAX 072-367-1254 受付時間 9 時～17 時
富田林市 都市魅力課	所在地 富田林市常盤町 1-1 TEL 0721-25-1000 (代表) FAX 0721-25-9037 受付時間 9 時～17 時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 TEL 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 9 時～17 時

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	堺市西区浜寺船尾町東 4 丁 64-102
	法人名	株式会社 興成
	代表者名	代表取締役 芳地 洋昭 印
	事業所名	訪問看護ステーションおとのい
	説明者氏名	印

※ 緊急時連絡先 柵原 080-3102-0039

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	〒
	電話番号	
	氏 名	印

ご家族 又は 代理人	住 所	〒
	電話番号	
	氏 名	印